

<学校経営の基本方針>

3 特別支援教育（多様性）

- 児童が、多様な個性の中で学ぶことの意識を重視し、学校の全教育活動を通じて一人一人の特性に応じた教育を展開するとともに、教職員、児童、保護者の障害理解を深める。
- 一人一人の児童理解に努め、特別支援教育コーディネーターを中心に「まなびの教室」巡回指導教員、特別支援教育推進員、スクールカウンセラー等と協力し、全教職員で支援を要する児童への教育を推進する。
- 都立特別支援学校センター校の機能を十分活用し、副籍制度による交流活動などの交流及び共同学習を推進する。

4 特別活動（豊かな体験活動）

- 地域協働学校の学校支援活動をはじめとする多様な人々との触れ合いを通して、学級・学校・地域の一員としての自覚と行動力を育てる。
- 日常の清掃活動や奉仕活動から、すすんで自分たちの暮らす環境をよくしようとする心と実践力を育む。
- 異学年交流や、幼小連携の活動などを通して、豊かな人間関係を育む。

5 学校運営

- 働き方改革を受けて、会議、行事の見直しを行い、定時退勤日を設定する。
- 会議の運営方法等の効率化により、日常的な校務の改善を図り、気持ちにゆとりをもって職務遂行できる環境を確立する。校務分掌組織を生かし、教職員一人一人の力を発揮できるようにする。主幹教諭、主任教諭、教諭等の職層ごとの特性を活用して、組織的・効率的な学校運営を行う。
- 学校評価の評価を焦点化するために、評価項目を精選し、教育活動のねらいを明確にするとともに、評価のPDCAサイクルを確立する。学校関係者評価、第三者評価の指摘等を生かした教育活動の改善を図る。
- 学校行事、学校公開、土曜授業参観等の開催について、学校の教育活動を積極的に安全に公開する。

6 創意工夫ある活動（地域でつながる津久戸小）

- SDGsの目標達成を意識した教育活動の充実を図る。
- 青少年赤十字の「気付き、考え、実行する」という精神を生かして、ボランティア活動を推進する。
- 地域図書館との連携を図り、地域のゲストティーチャーを招き、地域の伝統文化を学ぶ教育活動を積極的に取り入れる。
- 多様な想定による避難訓練の実施や地域と連携して防災教育をより一層推進する。

7 不登校への対応

- 学校と家庭の連携推進会議を設置する。管理職、教職員、「家庭と子供の支援員」で対応し、校内での居場所づくり、つくし教室・関係機関との連携を進める。